

平成30年度 第4回 吹田市入札等監視委員会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成30年11月26日（月）午後3時から午後5時30分まで
- 2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 入札室
- 3 出席委員 中村 哲 委員長、 高橋 明男 委員、 梶 哲教 委員
- 4 会議概要 平成30年7月1日から平成30年9月30日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況の報告を行った。
また、平成30年7月1日から平成30年9月30日までに契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件367件のうち、次の各案件を各委員が抽出し、案件ごとに所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

（抽出案件一覧）

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額（円）
1	随意契約（業務委託）	吹田市立山田市民体育館 被災調査に伴う委託業務	13,467,600
		吹田市立南吹田市民体育館 被災調査に伴う委託業務	7,333,200
		吹田市立目依市民体育館 被災調査に伴う委託業務	4,752,000
2	随意契約（物品購入）	灰溶融炉用黒鉛電極棒購入（2回目）	16,200,000
	一般競争（物品購入）	灰溶融炉用黒鉛電極棒購入（3回目）	16,070,400
3	指名競争（物品購入）	吹田市立佐井寺小学校他7校保管庫納入業務	3,132,000
	随意契約（物品購入）	吹田市立佐井寺小学校他7校スクールロッカー納入業務	6,427,368
		吹田市立佐井寺中学校他3校スクールロッカー納入業務	4,729,752
4	随意契約（工事）	吹田市立第三中学校ブロック塀撤去緊急工事	5,853,600
		吹田市立南山田小学校ブロック塀撤去緊急工事	3,780,000
		吹田市立江坂大池小学校ブロック塀撤去緊急工事	3,693,600
		吹田市立東佐井寺小学校ほか中学校1校ブロック塀撤去緊急工事	3,668,760
		吹田市立片山小学校ブロック塀撤去緊急工事	3,358,600
		吹田市立西山田小学校ブロック塀撤去緊急工事	3,499,200
		吹田市立北山田小学校ブロック塀撤去緊急工事	3,456,000
		吹田市立千里たけみ小学校ほか中学校1校ブロック塀撤去緊急工事	3,100,680
	吹田市立片山中学校ブロック塀撤去緊急工事	3,000,000	

4	随意契約（工事）	吹田市立吹田南小学校ほか中学校1校ブロック塀撤去緊急工事	2,797,200
		吹田市立吹田第三小学校ブロック塀撤去緊急工事	2,759,400
		吹田市立桃山台小学校ほか中学校1校ブロック塀撤去緊急工事	2,635,200
5	プロポーザル（全ての業種）	吹田市子ども・子育て支援システム再構築業務	22,825,935
6	プロポーザル（全ての業種）	吹田市立豊津第一小学校給食調理等業務委託【長期継続契約】	88,387,200
		吹田市立北山田小学校給食調理等業務委託【長期継続契約】	60,588,000
		吹田市立藤白台小学校給食調理等業務委託【長期継続契約】	48,470,400
		吹田市立千里たけみ小学校給食調理等業務委託【長期継続契約】	43,480,800
		吹田市立千里丘北小学校給食調理等業務委託	11,491,200
7	一般競争（工事）	吹田市川園ポンプ場沈砂池電気設備工事	156,600,000
8	指名競争（業務委託）	公共施設に関する市民アンケート調査業務	1,436,400
9	随意契約（業務委託）	破碎選別工場等 施設整備・保守業務【長期継続契約】	333,551,520
10	指名競争（修繕）	吹田市立内本町コミュニティセンター複合受信機修繕	2,160,000

（プロポーザル方式案件一覧）

案件番号	案件名
1	防災ハンドブック、ハザードマップ全戸配布等啓発業務
2	留守家庭児童育成室おやつ提供業務

5 委員からの質問とそれに対する回答

質問	回答
<p style="text-align: center;">【抽出案件の審議について】</p> <p>【案件 1】</p> <p>契約の相手方の美津濃(株)は指定管理者の構成員ということであるが、指定管理者と構成員は違うものなのか。</p> <p>一般的に、指定管理の中には被災復旧業務は含まれていないものか。</p> <p>他の構成員で同種の業務ができる事業者は、美津濃(株)以外ではいなかったのか。</p> <p>参考見積書はどのような内容で作成したのか。</p> <p>予定価格については、まず、美津濃(株)が参考見積書を作成して、現場を市の担当者が確認をし、その上で作成したということか。</p> <p>南吹田体育館については、予定価格と契約金額が同額で決定率100%となっているが、他の体育館については決定率が93.9%、90.1%であり、両者の間に多少の広がりが出てきているのはなぜか。</p>	<p>指定管理者は、吹田市体育協会とミズノグループとがJVを組んだものです。代表団体が吹田市体育協会となりますので、美津濃(株)は構成員となります。</p> <p>震災等に係る業務については、協定書で協議事項となっていますが、従来ですと、20万円以上の修繕等は吹田市が行うとなっています。</p> <p>市民体育館の指定管理者においては、吹田市体育協会とミズノグループの2者となるので、同種の業務ができる事業者はいません。</p> <p>職員が現場に行き、目視で確認はしていますが、天井からの落下物もあり、天井に上がって確認することは職員には難しいので、ファシリティ部門の工事をやっている美津濃(株)に調査を依頼し、報告を聞き、市で精査しました。</p> <p>先に市の方で壊れているところを目視で確認をした後に、どれくらい費用がかかるかを美津濃(株)に聞きました。追加の工事等の必要性も分かったため、そういった部分について判断しながら、最終的に金額は市の方で考えました。</p> <p>美津濃(株)と話し合った結果、調査する内容が決まっていたのですが、予定価格が決まった後に内容が変わって金額が下がりました。</p>
<p>【案件 2】</p> <p>電極棒の金額が上がったのはなぜか。</p> <p>高騰した価格を前提に予算措置がなされているのか。</p>	<p>中国で環境対策が厳格化され、工場での生産が縮小したことにより、中国国内にも需要があるにもかかわらず、日本に電極棒を回すことが難しくなったという経緯があります。日本の業者が入手出来たとしても、1本あたりの価格が以前の4倍、5倍になっていると聞いています。他市の入札状況も確認したところ、同くらい電極棒の価格が上昇していました。</p> <p>年間の運転時間を縮小し、足りない部分については、予算を流用して運用しています。</p>

質問	回答
<p>予定価格は1本あたり238,000円(税抜)ということだが、入札経過の資料の中に予定価格が120本で16,200,000円(税込)とあり、税抜で1本あたり125,000円となるが、この違いは何か。</p>	<p>主電極棒60本と補助電極棒60本で、2種類の電極棒を使っており、1セットで約250,000円(税込)となります。内訳は主電極棒が約240,000円、補助電極棒が約10,000円です。</p>
<p>【案件3】</p> <p>学校の「保管庫」について比較的低い落札率で入札が成立し、他方、学校の「スクールロッカー」について、入札不調で随意契約になったとされるが、双方の物品がどのように異なるか説明いただくとともに、入札の経過について確認をしておきたい。</p>	<p>保管庫は教師等が教具・教材等を収納するロッカーで、スクールロッカーは児童・生徒の学用品等を収納するため、教室に設置される背面ロッカーです。保管庫につきましては既製品としており、納入時期や在庫状況により見積額と市場価格に差が生じ、落札価格が低くなったものです。また、スクールロッカーにつきましては注文品としており、当初見込額と比較し作製費用が増加したため、応札価格が予定価格を上回り入札不調となったものです。入札終了後、再度の入札において最低価格を提示した業者と交渉を行った結果、当該業者から予定価格の範囲内での価格提示があったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結しました。</p>
<p>【案件4】</p> <p>相手方の選定にあたっては、具体的に工事を行っている業者がいたらその業者に依頼し、そういう業者がない場合は、順番にできると思われる業者に尋ねていったということだが、この案件の中で具体的に当該工事を行っていた業者がいた案件はどれにあたるか。</p> <p>学校の工事というのはブロック塀の緊急工事ということか。</p> <p>それ以外の業者については、順番にできるかどうか尋ねていったということだが、順番はどういうものを基準にして選んだのか。</p> <p>見積書を徴取したうえで、金額を決め、業者をお願いしているということか。</p>	<p>その当時工事に入っていた学校は、片山小学校、吹田南小学校、南山田小学校、江坂大池小学校、北山田小学校、片山中学校、東佐井寺小学校です。</p> <p>現在、学校においては計画的に校舎の大規模改修工事を実施しており、その工事に入っている業者とブロック塀撤去の随意契約をしました。</p> <p>現在の学校施設については、老朽化がかなり進んでおり、様々な業者に緊急で修繕をしてもらっていますが、よくその学校で修繕を行っていただいている業者、あるいはその学校の近くにある業者等から順番に選定して声をかけました。</p> <p>当市の方で設計書を作成したうえで業者と協議を行って、金額を確定しています。</p>

質問	回答
<p>随意契約をする場合、一般的にどういう選定基準で相手方を選択するのか、基準は定めているのか。</p>	<p>一般的な随意契約については、随意契約ガイドラインを作成し、選定基準を設けています。今回災害に伴う緊急随意契約ということで、選定要件を新たに設定し、全庁的に公開しています。</p>
<p>【案件5】</p> <p>契約の相手方である富士通（株）が今後、運用・保守業務を見積もっていくということだが、その額は年間どれくらいになるのか。</p> <p>どれくらいの期間を想定してこのシステムを運用すると考えているのか。</p> <p>基幹系システムの一部である本システムが今回の更新にあたるということだが、その場合でも5年ぐらいが一応の期間となるのか。</p> <p>差額分を考慮したとしても、元々の基本設計のシステムは、今回、市が依頼した内容とほぼ一致しているということを見ると、富士通（株）が最適だったと考えていいのか。</p> <p>市が要求する機能を含む要件等に対する富士通（株）の業務パッケージの適合率が高く、カスタマイズが大幅に削減されたという事情があったのなら、他の会社であっても標準的な仕様で対応できる場所は少なからずあったのか、やはり富士通（株）でないと駄目だったのか。プロポーザルの時点では富士通（株）が抜群に優れていたと考えていいのか。</p> <p>富士通（株）が吹田市の基幹系システムを構築し稼働させた事業者であったというのは偶然であったのか。安くあがる事業者だということで、富士通（株）が初めから事業者選定の点で優位であることから、プロポーザルを前提とせず、2号随意契約の相手方となった可能性もあったのではないかと思うが、仕事に役立つ使いやすさのところを選ぶのが基本的な筋道になるのか。</p>	<p>クラウドの利用等のシステム利用費を一部の事業者は構築費用の中で見積もっていますが、富士通（株）は構築費用とは別で計上しています。運用・保守全体で他の事業者と比べ約200万～300万円高くなっています。</p> <p>運用期間としては、5年を目途に次のシステムに移行することを前提に考えております。</p> <p>基幹系システムか否かに関わらず、システムの運用期間について有識者から意見をいただいたところ、5年から7年ぐらいが妥当だということでした。5年後に必要な仕様に合わせて、システムを再構築することになります。</p> <p>契約を交わし、要件定義等を進めていく中で、お互いの認識の差異等によりカスタマイズの追加費用が発生する可能性がある部分が出てきていますが、契約金額に運用・保守費用を含めても、価格上では、2番手の事業者よりも低く収まっており、契約としては妥当だったと考えております。</p> <p>保育所等が相当増えていて、入所の選考業務に相当な時間がかかります。今回の再構築に関しては、業務を改善するための新たな取り組みについて各事業者から提案をいただき、現在の状況だけではなしに、将来的に職員の負担軽減につながる部分を評価させていただきました。今、新聞等で報道されているAIの活用というものも富士通（株）の提案には入っています。そのあたりを含めての選定です。</p> <p>子ども・子育て支援システムに必要な仕様を富士通（株）が満たしているかということもあり、他にも同じように事業を遂行できる事業者がいるということも事前に耳にしていたので、市が知り得ないシステム上の優位性をもつ事業者もいる可能性があったため、公平性の観点から公募型のプロポーザルで公平に判断して、より業務改善に役立つようなシステムを導入できればということで、プロポーザルを実施しました。</p>

質問	回答
<p>運用・保守契約において他者より高額になっているが、5年間は他社よりも高額になるということが見込まれても、富士通（株）と随意契約を結んでいくということか。</p>	<p>システムに関しては、基本的に構築した事業者でしか保守業務ができないというのが前提となっています。事業者によってレイアウトや文字のコード等、市では十分に分からない部分で専門性が高い業務になりますので、システムを構築した事業者にお願いするしかないと思っています。</p>
<p>【案件6】</p> <p>幼稚園のクックチル方式の給食調理業務が一般競争入札で行われているが、本案件はプロポーザル方式により契約の相手方を決定している。なぜそのような違いが出ているのか、説明書の説明では幼稚園のケースとどのように異なるかという疑問が解消されない。</p> <p>幼稚園と学校とでは規模が異なることにより、提供する内容が大きく異なるということか。</p> <p>長期継続契約の契約期間が原則3年間ということだが、2年間あるいは1年未満という短期の契約を結ぶということになると、3年間が原則とするところと矛盾が生じるのではないか。</p>	<p>幼稚園のクックチル方式で行う給食調理業務については、給食を提供している場所の小規模な調理室で業務を行うにあたり、一定の仕様を詳細に定めているため、競う項目が少なくプロポーザル方式になじまないと聞いています。</p> <p>学校給食については、必要な知識やノウハウ、大量調理にあたっての安定性、衛生管理、食育等の児童への取り組み等、吹田市で定めている基本的な条件以外に、民間事業者ならではの提案を広く募集し、その中身を評価基準に基づき点数で判断して事業者を選定するというプロポーザル方式をとることで、安定した衛生管理や食育等の面からもより広く提案を募集することができ、より良い事業者の選定が行えると考えています。</p> <p>学校給食については、ただ作るというだけではなく配膳室には子供と向き合うという面もあるため、そのような面で子供たちや学校への取り組み姿勢も評価すべき項目と考えています。</p> <p>長期継続契約のガイドラインに、対象となる契約は契約期間の中で年額や月額が一定なものという条件がありますが、当該校については、大幅に児童が増え、給食の提供数が大幅に増えるということが予想されています。それに伴い、受注者の配置人数や経費など様々な部分に影響が出てくることが想定されることから、一定の役務が提供できる範疇での期間設定として本契約をしました。</p>

質問	回答
<p>事業者の選定にあたって、児童数の割合について変動が生じた場合でも対応可能なことを条件に加えて事業者を選定することはできないか。</p> <p>児童数の割合が変わる場合に、事業者が短期間で替わることは問題ないのか。</p> <p>大規模の学校でも小規模の学校でも、1食あたりの予定価格については基本的に同額なのか。</p>	<p>給食調理業務委託については、平成24年度から実施しております。これまでは、児童数の大きな変動がないところばかりで行っており3年間の長期継続契約を行ってきました。</p> <p>今年度の契約対象となった藤白台小学校及び千里丘北小学校については、児童数の今後の大きな変動が見込まれるところであり、長期継続契約をするか否かの判断が難しかったです。</p> <p>長期継続契約は、飽くまで契約期間中の契約内容に大きな変動がなく業務委託料も一定であり、同じような契約を長期で結ぶことができるという条件が前提であるかと思えます。児童数が増加した場合、受注者が雇用するアルバイトについても新たな雇用が発生するため、同じ条件とは見なせません。</p> <p>3年間を基本として考える場合、児童数の増加が見込まれるところについては他の手段、例えば債務負担行為という方法で児童数の増加を事前に示したうえで契約期間を3年間とすることも、今後の検討課題として考えています。</p> <p>予定価格については、現在委託している事業者のうち3者ほどから見積りを取りそれを参考価格とし、本市の積算も用いて設定しています。500食を作ることと1,000食を作るとは、食数だけ見ると倍になりますが、1食あたりの委託料が同じ金額で単純にその倍の金額が予定価格になるというわけではありません。必要な人数などによって条件が変わってくるため、事業者の見積りなども参考にしており、1食あたりの金額で予定価格を設定することは難しいです。</p>
<p>【案件7】</p> <p>本案件は、既存工事に対する修正工事であり、既設の設備を動かしながら工事をしなければならぬため、工事が難しくなったことで入札参加者が1者となったのではないかとのことだが、そのような場合、既設設備についての情報を十分に認識している事業者が工事を行うことが一般的には良いのではないか。</p> <p>あえて制限付一般競争入札を選択した理由は何か。</p> <p>既設の設備を動かしながら修正工事を行う場合、既存工事の請負事業者が有利な形で入札に参加することになるのではないか。</p>	<p>金額が高額であり、随意契約を行うと透明性・公平性の確保を図りにくいと考えたため、制限付一般競争入札を行いました。</p> <p>情報を握っているため、既存工事の事業者が有利になる点は出てくると思います。</p>

質問	回答
<p>最終的には1者しか応札しなかったということだが、既設の設備を動かしながら既存工事の請負事業者以外の事業者が工事を行うことは難しいのか。</p> <p>他の事業者でも対応できる可能性は十分にあったということか。</p> <p>入札を実質的なものにするために、運転を一旦中止してシステムを切り替えるという対応をすることは難しいのか。</p>	<p>実績を持っており、既設設備について詳細に調査していれば、施工できる可能性はあるかと思います。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>ポンプ場や下水処理場の工事なので、切り替え期間の間運転を止めるとなると、かなり長期間止める必要があるかと思います。その間、水を使わないでいただくのは不可能なため、動かしながらでないで切り替えは不可能であると考えています。</p>
<p>【案件8】</p> <p>本案件は、昨年度作成した仕様書をもとに3者から徴取した見積書を参考に、今年度精査した仕様書に合わせた設計書を作成し、入札予定価格を決定したということだが、昨年度作成した仕様書では、今回のような落札率が低い結果にはならなかったのか。</p> <p>改善方策として、仕様書に記載する業務内容をなるべく詳細に、事業者が把握しやすいように記載することを考えているということだが、昨年度の時点では、詳細に書かなくても大丈夫だったのか。</p> <p>関係する事業者から事情聴取をしたうえで、具体的な記載内容について考えていくということか。</p> <p>公共施設に関する市民アンケート調査は、ほぼ毎年されているのか。</p> <p>昨年度作成した仕様書とは、アンケートの仕様書を作成したのであって、1回のアンケート調査について2年度間をかけて準備をしてきたということか。</p>	<p>昨年度作成した仕様書では今回のような結果にはならなかったかどうかは不明ですが、今年度発注した内容については、市民アンケートの提案についての内容が削減されたため、その部分を削除した仕様書を作成しました。</p> <p>アンケートの委託業務であるため、印刷費や郵送費等の直接経費については、こちらで設計した費用と見積りをとった費用、そして実際に落札された金額の間で、それほど相違はないかと思います。調査票の作成業務や打ち合わせの費用などの人件費については、打ち合わせを何回するか等の内容が不明瞭な部分があったため、このあたりをどこまで詳細に書くことができるかが問題になってくると考えます。</p> <p>昨年度においても3者から見積りを徴取し、それをもとに設計金額を出しましたが、調査票の作成については、なかなか人工が読みづらいところがあると考えます。</p> <p>今回、個別施設計画という計画を作るに際して、初めて行いました。</p> <p>そのとおりです。見積りについては、昨年度徴取して、今年度から業務委託を行っています。</p>

質問	回答
<p>市としては、市民に対するアンケート調査を過去に実施した経験が他の部署を含めて当然あると思うが、他の部署が大体いくらぐらいかけて契約したかという記録は参照したか。</p> <p>見積りを徴取した3者は、指名競争入札で指名した事業者のうちの3者なのか。</p> <p>今回、落札した事業者は、市が予定したとおり適切に業務を行い、問題はなかったか。</p>	<p>他部署でもアンケート調査等を行っており、様々な部局から聞き取り調査等は行っております。</p> <p>指名した事業者のうちの2者と他1者から見積りを徴取しました。</p> <p>契約期間が今月末日までのため、成果物についてはこれから確認をすることとなります。現時点では適切に業務を行っていただいています。</p>
<p>【案件9】</p> <p>契約した事業者は、従来この施設の整備・保守業務にあたってきた事業者か。</p>	<p>前回と同様の事業者です。</p>
<p>【案件10】</p> <p>指名業者の選定理由について、「市民自治推進室所管施設において、消防設備等点検業務の受託・履行実績がある業者」とある。ここで、「市民自治推進室所管施設において」と限定する合理性はあったのか。</p> <p>機器の調達が無償であった事業者が落札したとのことだが、機器の調達の関係で、事業者によってこれほど大きな差が出てくるということは想定していたか。</p> <p>落札した事業者は、適切に業務を履行したということか。</p>	<p>所管施設として約十数か所の集会施設を管理していますが、コミュニティセンター、市民ホールや地区集会所等で既に実績を上げている事業者があったので、過去の実績を考慮して事業者選定を行いました。</p> <p>予定価格と比較して大きな開きがあったが、予定価格算定前に、現在、消防設備点検を行っている事業者から参考見積の徴取を行いました。実際には、その事業者ではなく他の事業者が落札したことで、予定価格と大きな開きが出たのではないかと思います。</p> <p>現在、落札事業者と日程調整をしており、業務の履行については1月頃を予定し調整をしています。</p>
<p>【予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否について】</p>	

質問	回答
<p>【案件1】</p> <p>この業務は配布と啓発業務を行うということか。</p> <p>作成する仕様書に記載される重点項目としては、どうしているかを考えているのか。</p> <p>効果的な啓発と継続的な活用について、想定していることはどのようなことか。</p> <p>配布されたものを開いてもらうという工夫について、具体的にどのような対応をとるのか、事業者が判断して提案してくるということか。</p> <p>開いてもらえる工夫について提案を受けるに当たって、もう少し具体的にどのような方向性で提案していただきたいことは、仕様書には書かないのか。</p> <p>公募型を想定しているということだが、どれくらいの数の事業者が提案してくると想定しているのか。</p> <p>実際にはこれで成功している自治体の例はあるのか。 東京都のように冊子ができたというのは聞いたことがあるが、市民によく利用されているかどうかについてはどうなのか。</p>	<p>配布をして、少しでも多くの人に防災ハンドブックを開いていただくことにより、啓発を行いたいと考えています。</p> <p>他市の先進事例から見て、本市の防災ハンドブックに対する課題の分析をしてもらい、全面改訂後は、単純にポスティングしていくのではなく、効果的な配布方法、周知方法を提案していただくことと、継続的に防災ハンドブックを活用してもらう方法を提案していただくことを考えています。</p> <p>現在の防災ハンドブックは大変文字数が多く、開いたことがないという人がたくさんいます。例えば、東京都が作成している東京防災というハンドブックは、イラストが多く、読んだ方が行動を起こすような内容で作っています。また、これまでは、防災ハンドブックをビニール袋に入れて投函するという内容でしたが、東京防災の例でいうと、色々なグッズと一緒に箱に入れて、何か箱が届いたので開けてみようとなるような工夫をして、これまでにない取り組みをされているので、開いたことがないという人にも読んでもらえるような工夫をしたいと考えています。</p> <p>はい、そのとおりです。</p> <p>特に子供や若年層の方が余り開けていただけていないということがありますので、例えば、インターネットでチラシを配布しているサイトに仕掛けていくとか、電子媒体を含めた提案をいただきたいということを入れたと考えています。</p> <p>今回、防災ハンドブックの見直しを行うときに興味を持ってもらった事業者が5者から6者ほどありました。恐らくその事業者は印刷だけでなく、この業務の対応が可能だと思うので、そういった事業者は応募してもらえると考えています。</p> <p>確かに東京防災については報道もされ、成功事例であると聞いています。どこまで市民への啓発につながったのか、住民の意識調査などは見ていませんが、まず開いて見ることで気付きがあるので、一定の効果はあるのではないかと考えています。</p>

質問	回答
<p>具体的にはアイデアを出すのにお金を掛けるということなのか、それともイベントなどにお金を掛けるということなのか。</p> <p>印刷製本については既にできているのではないか。</p> <p>今想定している事業者は、啓発事業について実績のある事業者なのか。</p> <p>防災ハンドブックを作成する事業者と啓発する事業者というのは、ほぼ密接な関連性を持っていると思うが、作成事業者が啓発活動に堪能かどうか、当然には結びつかないので、啓発活動について実績があるかどうかについてはどうなのか。</p> <p>広告代理店のような事業者の参加を期待しているのか。</p> <p>印刷製本と啓発の費用の内訳はどうなっているか。</p>	<p>契約としてはアイデアを出してもらうのと、実際の印刷製本と、イベント等の部分と全て含めて一括で発注するものです。</p> <p>防災ハンドブックとハザードマップは、今年度に原稿のデータを作成して、来年度に印刷製本を行います。</p> <p>想定しているのは、本市と同規模の30万人以上の人口の市で防災ハンドブックを作製した実績がある事業者を募集しようと考えているので、一定、そういった力を持った事業者であると考えています。</p> <p>啓発活動自体でいうと、全国的にそこまでたくさんの実績があるということにはならないが、最近新たに作成している市では、啓発活動も併せて行っているところがたくさんあるので、一定の実績は見ていると考えています。</p> <p>今回原稿をつくっているような印刷会社や、広告代理店など色々な事業者から応募いただければと考えています。</p> <p>配布に係る部分は900万円強と見込んでいて、吹田市内の17万世帯と1万事業所に配布する費用となっています。そのほかに、防災ハンドブックの印刷費用で1冊当たり200円が19万冊で約4,000万円と、ハザードマップが1冊当たり60円で約1,000万円、その他に外国語版を英語と中国語と韓国語でそれぞれ1,000部作製する予定で、印刷に係る費用が多くを占めています。</p>
<p>【案件2】</p> <p>資料の業務概要の中で、留守家庭児童育成室における児童へのおやつ提供業務について、これまで任意団体である保護者会が事務を行っていたのを吹田市が直接実施するということと、民間事業者に委託し実施するということだが、中身として矛盾はしないのか。</p> <p>民間事業者は何をするのか。</p>	<p>吹田市がおやつ代を保育料と一括で徴収しまして、メニューの提案と配送についてプロポーザル方式で事業者を選定して、実施していくという形になります。</p> <p>メニューの提案と配送です。</p>

質問	回答
<p>それができる事業者は、どういう事業者になるのか。</p>	<p>現在、よく利用しているのは生協とか、関東の方ではほかに学童保育のおやつの配送を行っている事業者があります。</p>
<p>そういった事業者がプロポーザルに応募してきて、その中から事業者を選択することができるということか。</p>	<p>はい、そのとおりです。</p>
<p>この事業の予定価格としては幾らぐらいを想定しているのか。</p>	<p>平成31年3月から平成32年9月末までの19か月間の期間で、月額一人当たり2,000円で、児童数が3,000人と考えているので、約1億2,300万円となります。</p>

6 審議結果

- (1) 抽出案件の審議については、概ね適正に処理されていたものと認める。
- (2) 予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否については、プロポーザル方式を採用することが適当であると認める。

7 審議に際して委員から出された意見

公共施設に関する市民アンケート調査業務については、他部署における過去のアンケート調査実施経験をも踏まえて仕様書に記載する業務内容を詳細にし、業者が業務量を把握しやすくするという方策について検討し、今後の対応をとるという方向で改善されたい。